

2016年2月1日  
全国港湾15発第58号

各 四役・中央執行委員  
単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



## 全国港湾第8回中央委員会の若干の経過と、当面する16春闘に関する取り組み指示

標記について下記の通り報告するとともに、第8回中央委員会において確認した16春闘方針に基づき、当面の取り組みについて下記の通り指示する。各単組・地区港湾において具体化し積極的な取り組みを促進されたい。

### 記

#### 1. 全国港湾第8回中央委員会の若干の経過(報告/議事録は別途送付する)

- (1) 全国港湾は、1月27・28両日、シーパレス日港福(豊橋市)において、中央委員、オブザーバーを含め241名の参加で、第8回中央委員会を開催した。同委員会は、議長団に小柳中央委員(全港湾)、上村中央委員(検定労連)を選出し討議した。
- (2) 中央委員会開催に当たり、糸谷中央執行委員長は、「16春闘は賃金引上げが大きなポイントであり、そのための認可料金制度復活も重要である。交渉で納得できない場合は行動することの決意を固めよう」と強調した。また、安部首相が、戦争法の強行に続き、憲法改正、緊急事態条項を入れようとしている事に「ナチスの全権委任法と同じであり、憲法改正を許さない運動」を呼びかけた。さらに、昨年秋の行政交渉に触れて、「不誠実な回答を繰り返すのであれば、行動を背景に追い込む」決意を固めることが重要と指摘した。
- (3) 第8回中央委員会は、15秋年末闘争の経過(案)、16春闘方針(案)、及び16春闘要求(案)について、18人が発言し、それらの発言は、概ね賛成の立場から原案を補強し、各現場の実情を挙げて、たたかいの決意を表明するものであった。
- (4) 討議の総括答弁にたった、糸谷委員長は、中央委員会での発言が全体として原案を支持し補強する立場からの発言だったことを踏まえ、要旨次の通りまとめた。
  - ① 事前協議制度は「港湾労働者の雇用に影響する事案」を協議するのが趣旨であり、船社の思惑の為にあるのではない。CGM-CMAのAPL買収での雇用問題の懸念もある。制度の根幹は何かを踏まえて対処する事が大事である。
  - ② 下請叩きについて大企業の内部留保を活用するとの意見があった。港湾では、関連や指定事業体、あるいは海コンといった比較的弱いところを抑えつけるやり方は許してはならない。同じ産業で同一労働であるなら同一賃金が基本であり、これを切り崩しているのが規制緩和である。その結果が、安全をないがしろにする事になっている。
  - ③ 重量証明の問題で、文字通り労使が一体で行政などに押し込んでいく必要がある。これを、鼻であしらうような回答であれば断固とした反撃をする事が必要である。

- ④ 戦争法は廃止にしなければならない。そのために、参議院 1 人区での野党の 1 本化の調整が進んでいる。その場合は、是非ともその候補者に選挙権の行使をお願いしたい。
- ⑤ 16 春闘要求について、とくに地区団交権の確立と 65 歳定年は喫緊の重要課題であると強調したい。
- ⑥ 闘いは、これまで土日の反復をしてきたが、これだけでは動かない状況もある。行動の強化・拡大も検討する。我々の行動に際して、業界として努力するのは当然だが、避けたいとする荷主や船社に業界も適正料金を払うよう求めるチャンスとすべきである。行政に対しても、日港協に対しても、一定の事前レクはやるが、その際には、しっかりと組合側の決意も伝える。いずれにせよ、重ねてたたかう決意を固めたい。
- (5) 第8回中央委員会は、以上の総括答弁を踏まえ、春闘要求原案を一部修正のうえ満場一致で、たたかう16春闘方針と産別要求を採択した。
- (6) 第8回中央委員会は、辺野古新基地建設に反対する現地行動にあたって、カンパを集めることとし参加者から募った結果、108,000 円のカンパが寄せられた。
- (7) 第8回中央委員会で確認した16春闘の柱は、下記の通りである。
  - ① 第一の柱は、大幅賃金引上げのたたかいである。そのために、産別制度賃金と個別賃金の大幅引き上げを、日本の労働組合全体の取り組みの盛り上がりのなかで、産別総ぐるみの体制を構築して取り組むことである。
  - ② 第二の柱は、産別協定の拡充による港湾労働者の最低労働条件の引き上げと、雇用安定、港湾労働秩序の確立をはかることである。
  - ③ 第三の柱は、港湾労使を主人公とする港運政策・港湾労働政策の確立をめざし、ユーザー(船社・荷主)本位の港湾諸政策を転換させる取り組みの前進である。
  - ④ 第四の柱は、労働者・国民犠牲、憲法無視の安倍政権の暴政に対する取り組みを強化することである。その際、港湾労働組合らしく、港湾でどうたたかうかを探求して取り組むことである。
  - ⑤ これらを柱にたたかう16春闘は、職場・地域・中央の団結、港湾産別運動の強化なくして前進は望めない。そして、多くの労働組合とも一致点を大事にした共同行動も進めて、広く国民運動としての春闘の高揚への一翼を担うことを決意し、たたかうこととする。

## 2. 16 春闘の具体的取り組みに関する指示

以上の、第8回中央委員会での確認を踏まえ、当面の16春闘行動として、下記の取り組みを行うので、各単組・地区港湾での取り組みの具体化。促進を進められたい。

### (1) 要求と運動のテンポについて

- ① 2016年2月2日(火)14時から第1回中央港湾団交を開催(招請済)し、要求提出を行う。第2回団交は、2月25日(木)を予定しているので、中央執行委員及び地区港湾代表はその準備をすること。
- ② 各単組は、中央港湾団交後、遅くとも2月中に要求提出を行うこと。

(2) 機関運営と職場・地域の行動体制について

- ① ストライキ権については、第8回定期大会で確立済であるが、各単組は2月末までに春闘要求実現に向けた産別スト権確認投票を行い、全国港湾中央闘争委員会に委譲する手続きを終えること。
- ② ストライキ権の確認・委譲の後は、常任中央執行委員会を戦術委員会とし、中央執行委員会を中央闘争委員会として運営し、春闘課題に係る取り組みは、戦術委員会と中央闘争委員会が中央機関として進めることとする。  
また、港運同盟との合同戦術委員会、合同中央闘争委員会を適宜開催して、港湾産別としての統一的取り組みを進めることとする。
- ③ 各単組は、16春闘における賃金闘争の重要性に鑑み、産別交渉と個別交渉のテンポを可能な限り合わせ、産別と個別が一体で、総ぐるみで取り組めるよう体制を確立すること。
- ④ 各地区港湾は、2月半ばまでに討論集会などで、16春闘の地区要求、行動体制を確立する意思統一を行い、2月後半から春闘行動が取り組める体制を整えること。

(3) 中央・地区の統一行動について

① 地区統一行動について

- イ、2016年2月15日(月)～2月26日(金)を地区統一行動旬間に設定する。については、各地区港湾は、港頭地区宣伝行動、産別協定・法令順守キャンペーン行動及び行政交渉、地区港運協会交渉などの地区行動を具体化し取り組むこと。なお、行政交渉の結果は、中央行政交渉に反映させるよう取り組む。
- ロ、地区統一行動の一つの区切りと、スト権の再確認、産別闘争体制の全国的な体制を職場ぐるみで確認する趣旨で、各地区港湾は、2016年3月1日(火)に各地区港湾(港)単位で闘争宣言集会を実施すること。その内容と運営については、各地区港湾に委ねる。
- ハ、各単組は、上記地区港湾の行動を成功させるための縦指示に取り組むこと。

(4) 中央行動について

- ① 2016年3月10日(木)～11日(金)を中央統一行動日とし、内外に港湾労働者の要求をアピールする行動や行政交渉などを実施する。具体的には、実行委員会で企画し実施する。
- ② 各単組・地区港湾は、中央行動の動員などの準備体制を整えること。なお、中央行動の、詳細については、確認でき次第別途指示する。

- (5) 産別総ぐるみのたたかいを、職場・地域でより徹底させる「全国的な一斉決起集会」を中央団交のテンポに合わせて具体化する方針であるが、方針が固まり次第別途指示する。

(6) 春闘財政の確立について

16春闘をたたかう財政を確立するため、組合員一人500円のカンパを取り組む。春闘の取り組み如何によっては、第二次カンパを取り組むこととし、その場合は、中央闘争委員会で判断・決定する。

各単組・地区港湾は、全国港湾からの請求が届き次第、納入を取り組むこと。

3. 16春闘における国民的諸課題に関する当面の取り組み

(1) 辺野古新基地建設に反対する取り組みについて

- ① 3月1～4日に計画する現地行動については、別途指示するので、対応すること。
- ② 各単組・地区港湾は、すでに公文第54号(12月25日付)にて指示している新基地建設反対署名活動の促進を取り組むこと。

(2) 戦争法の廃止を求める諸行動について。

- ① 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会(総がかり行動)の呼びかけた、戦争法廃止と立憲主義回復を求め、憲法9条を守る署名について、別途指示する内容にて取り組むこと。
- ② 総がかり行動や20労組の呼びかけに応える諸行動については、中央執行委員会で検討し、その都度指示するので対応すること。

(3) 国土交通省労組から協力要請のあった3課題の署名について協力することを、中央執行委員会は確認した。については、別途指示する内容にて取り組みを進めること。

(4) 日本航空不当解雇撤回闘争について

- ① 各単組は、2月10日(水)18時からの本社前要請行動に2名以上の動員を取り組むこと。
- ② 2月29日(月)18時からの本社前大集会について、各単組は2名以上、東京港湾は5名、川港労協は2名、全横浜港湾は3名の動員を取り組むこと。

以上